

広陵町東部地区農業研修センター建替
基本構想・基本計画策定業務

特記仕様書

令和6年6月

広陵町 住民環境部 環境政策課

本仕様書は、広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務公募型プロポーザルの実施に必要な最低限の内容を示すものであり、プロポーザルによる委託候補者選定後に技術提案内容等を勘案し、詳細な仕様を定めるものとする。

1 業務名

広陵町東部地区農業研修センター建替基本構想・基本計画策定業務

2 業務場所

広陵町大字広瀬地内

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の目的・概要

本業務は、老朽化した広陵町東部地区農業研修センターを建替え、広瀬区における持続可能な地域づくりや地域防災の拠点となる新施設を整備するに当たって、広瀬区の現状と課題を整理し、施設のあるべき姿を検討するとともに、そのために必要な機能やその規模等、整備の方向性をまとめた基本構想及び基本計画（以下「基本プラン」という。）を策定する業務である。

基本プランの策定に当たっては、広瀬区の地域づくりや防災の拠点施設として求められる諸機能の精査、施設運営方法の検討について提案いただき、地域の誰もが利用したくなる施設の整備をめざし当該施設の設計に必要な基礎資料を策定することを目的とする。

5 計画施設

(1) 名称

(仮称) 広陵町広瀬区防災コミュニティセンター

(2) 場所

広陵町大字広瀬地内

(3) 施設規模

施設規模はこの業務の中で検討を行う。

6 業務内容

以下の内容について検討を行い、基本プランを策定する。

(1) 事前調査

①情報収集

施設を整備するに当たり、該当する関係法令、関係計画、関連工事等について情

報収集を行うこと。

②その他、計画策定に当たり必要な調査

(2) 施設コンセプト及び施設機能等の検討

広瀬区の現状や将来を見据えた上で、住民、自治会及び各種団体等の意見を的確に把握、反映できる方法を用いて検討すること。

①施設コンセプトの検討

②施設機能の検討

③防災・減災対策の検討

④施設規模（必要な諸室、設備及び施設の目標面積）の検討

⑤ラフスケッチ等施設の概要がイメージできるものの作成

⑥その他、計画策定に当たり必要な検討

(3) 事業スケジュール及び発注方式の検討

令和7年度以降に予定している基本設計、実施設計、工事スケジュールの検討及び事業スケジュールに合わせた発注方法の検討を行うこと。

(4) 概算事業費の算出

基本設計、実施設計及び施工に要する費用の概算額を算出すること。

7 業務実施体制

本業務の実施に当たっては、業務を円滑に実施するために総括責任者及び担当技術者を配置し、本町との連絡調整が円滑に実施できるよう契約締結後速やかに体制を整えること。

8 業務事務

(1) 業務計画

契約後速やかに次に掲げる内容について、業務計画を策定し提出すること。

ア 作業実施計画書

（検討業務内容、業務遂行方針、業務実施体制、担当者一覧等）

イ 工程表

ウ その他発注者が必要と認めた書類

(2) 業務報告

業務実施状況、進捗状況、問合せ内容（回答等を含む。）等について、次に掲げる内容の記録を提出すること。

ア 実施概要

イ 各業務報告

ウ 打合せ・会議記録（資料を含む。）

エ その他発注者が必要と認めた事項

(3) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて打合せを行うこととする。打合せを行ったときは、その都度「打合せ記録簿」を作成し、発注者に提出すること。

9 成果品

成果品は以下の内容とする。

- (1) 第6項による業務で作成した基本プランを報告書に取りまとめ、2部提出すること。
- (2) 基本プランのデータとしてPDF版の提出とあわせて、その作成された形式（MicrosoftWord形式、MicrosoftExcel形式、MicrosoftPowerPoint形式等）のまま、記録媒体（DVD）に納めて提出すること。作成したイラストや表・グラフのMicrosoftExcel形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、本町が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。また、その他協議で必要となった資料も提出すること。

10 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て本町に帰属するものとする。受注者は、本町の承認を得ずに複製、使用、流用又は公表してはならない。

また、本業務の履行に当たり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(3) 協議

本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

11 参考資料

- ・ 広陵町公共施設等総合管理計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000005/5525/keikakusho.pdf>
- ・ 広陵町公共施設再配置（再編）計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000004/4141/saihaitikeikaku.pdf>
- ・ 第2次広陵町人口ビジョン
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000006/6020/1.pdf>
- ・ 第5次広陵町総合計画
<https://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000005/5429/jinnkoubijyonn.pdf>

12 問い合わせ先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町 住民環境部 環境政策課

電話番号（代表） 0745-55-1001

メールアドレス kankyo@town.nara-koryo.lg.jp